

東京都市計画公園の変更

東京都市計画公園中第8・2・18号池袋西口公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・18号	池袋西口公園	豊島区西池袋1丁目地内	約0.5ha	園路、広場、修景施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理 由： 池袋駅周辺の基盤整備として、アート・カルチャーを核とした公園の再編によるまちづくりを図るため、変更する。

新旧対照表

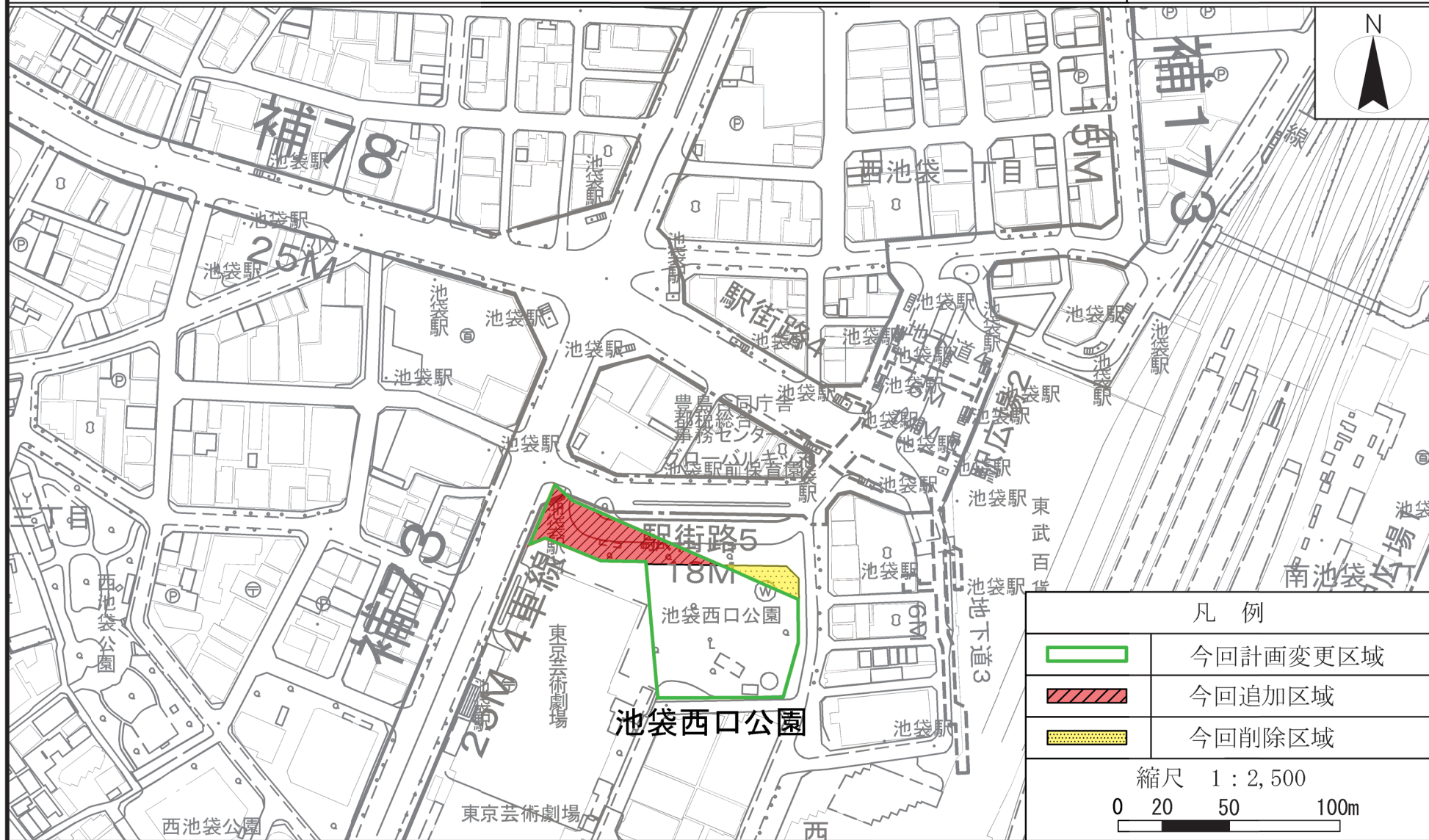
種類	名 称		新旧	位 置	面 積	摘 要
	番号	公園名				
特殊公園	第 8 ・ 2 ・ 1 8 号	池袋西口公園	新	豊島区西池袋 1 丁目地内	約 0 . 5 ha	区域及び面積の変更
			旧	豊島区西池袋 1 丁目地内	約 0 . 4 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
第 8 ・ 2 ・ 1 8 号池袋西口公園	1 . 区域の変更 計画図表示のとおり 2 . 面積の変更 約 0 . 4 ha → 約 0 . 5 ha 面積変更の内訳 追加区域 約 0 . 1 ha（豊島区西池袋一丁目地内）

東京都市計画公園 第8・2・18号池袋西口公園 計画図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-K116-1号)
(承認番号) 5都市基街都第96号、令和5年6月14日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・18号池袋西口公園

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成し、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「池袋駅周辺地域」に位置し、地域整備方針では、既存の劇場等の文化施設や道路・公園等の公共空間が連携し、芸術・文化の情報発信・育成・交流・産業支援機能、にぎわいを強化する商業機能を積極的に充実・強化することとされている。

また、「池袋駅コア・ゾーンガイドライン 2020」では、多様な都市機能の集積と連携を図り、拠点性を高めるために「4つ公園の個性や池袋駅東西駅前の特徴を生かしながら、周囲の民間施設との連携や機能集積を図り、アート・カルチャーの活動拠点であり、回遊の拠点ともなる、アート・カルチャー・ハブを育成する」としている。

本計画は、市街地再開発事業に伴い既存のアート・カルチャー・ハブの機能強化・拡大を目的として、東京芸術劇場などとともに、民間開発により整備される公共的空間や施設との連携により、ハイカルチャーな体験ができる劇場空間として価値を高め、池袋の中核的な活動の場を創出することと併せ、歩きながら潤いを感じられる質の高いみどりを整備し、大規模ターミナルとしての防災性を高めることで、アート・カルチャーの魅力や都市機能の集積、情報発信により国内外から人を集め、駅東西の往来の促進やまちに人を送り出すための基盤整備と居心地の良い空間づくりを行うものである。

これらの計画を踏まえ、東京の国際競争力の強化に資する魅

力ある商業、業務等を集積した国際アートカルチャー都市の形成を目的として、第8・2・18号池袋西口公園の区域、面積の一部変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。